平成２２年（フ）第５８１号
山梨県中巨摩郡昭和町押越2091番地３
債務者　保坂　桂二
1　決定年月日時　平成23年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　森矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０号
神戸市須磨区戎町２丁目１番12号サイユウカン203
債務者　茂山　健太
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２６号
広島県廿日市市宮内４丁目16番３号
債務者　松本　　隆
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩西　廣典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５７２号
広島市安佐南区西原３丁目16番22―305号
債務者　岸園　勝志
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　延廣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６８９号
広島県三原市大和町大草7730番地
債務者　砂田　信義
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　龍太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１３号
広島市東区戸坂大上４丁目28番６号
債務者　定野　克弘
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹森　雅泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７号
愛媛県松山市浄瑠璃町331番地
債務者　村井　恭平
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第８号
愛媛県松山市浄瑠璃町331番地
債務者　村井　留美
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３１４６号
愛知県瀬戸市高根町１丁目112番地の２
ジュメル101
債務者　髙橋　成志
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　龍太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８２号
三重県三重郡菰野町大字千草4880番地１
債務者　白木　宏幸
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　慶志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第９１９４号
大阪市東淀川区東中島２丁目15番２号　ビスタ新大阪Ⅲ―706号
債務者　黒田　　勝
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　隆啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８６４号
大阪府守口市浜町１―２―12、住民票上の住所三重県名張市梅が丘北４番町54番地
債務者　緒方　陽一
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　篤志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８６５号
三重県名張市梅が丘北４番町54番地
債務者　緒方　妙子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　篤志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１６３号
兵庫県尼崎市元浜町４丁目19番地
債務者　栗田　律子
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中園江里人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４号
兵庫県尼崎市額田町７番15―809号
債務者　山川　美紀
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１５７号
岩手県一関市萩荘字西黒沢408番地２
債務者　佐々木英一
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第７号
北海道亀田郡七飯町字飯田町１番地の12
債務者　東谷智恵子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
函館地方裁判所